

事業説明書

令和8年9月29日

事業名称	長作東公園複合遊具設置工事	事業担当課名
		都市部 公園緑地課
事業場所	佐倉市臼井地先	
事業概要	遊戯施設設置工 ・複合遊具設置 N=1基 ・作業土工 一式	
事業期間	契約日 から 令和9年3月3日 まで	
事業説明内容	1. 一般的注意事項	
	・本工事に伴う補償は、原則として受注者に対処して頂きます。補償等の恐れがある場合は、事前に監督員と協議してください。	
	・本工事に関する共通仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書(最新版)・国土交通省が定める公園緑地工事共通仕様書(最新版)によるものとします。ただし、週休2日及び工事完成図書納品の電子納品項目については、適用しないものとします。	
	・本工事に関する施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準(最新版)・国土交通省が定める公園緑地工事施工管理基準(最新版)によるものとします。	
	・安全訓練に関する計画書を施工計画書とともに提出してください。	
	・建設業退職金共済制度により、建設業退職金共済証紙を購入した場合は報告書を契約締結後、30日以内に提出して下さい。また、「建設業退職金制度適用事業主工事現場」の標識(シール)を掲示してください。	
	・契約条件の優先順位は、図面、特記仕様書、共通仕様書の順とします。	
	・本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事となります。	
	・工事実績情報サービス(CORINS)に基づいて、(財)日本建設技術総合センターへ契約後すみやかに登録して下さい。	
	・段階的に監督員の確認を受けた上で本工事を進めてください。また、工種・試験・出来形確認等は、監督員の立会いを求め、確認を受けた上で本工事を進めてください。	
	・工事の期間は、厳守とします。	
	・提出する書類は、佐倉市長宛とします。	
	・本事業の現場代理人は常駐とします。	
	・その他本工事に関し、疑義が生じた場合は、監督員と協議し進めてください。	
	・道路や公園施設に損害を与えた場合には、受注者の負担において処理してください。	
	・履行報告書を提出してください。	
	・火災保険、建設工事保険その他保険を締結し、保険の写を提出してください。	
	・工事対象範囲を除く公園施設は供用中であるため、工事車両の運転及び搬出入においては細心の注意を払い、安全に配慮してください。	
	2. 設計図書に関する事項	
	・事業説明質問書は、令和8年10月6日の午後3時までに、FAXまたは電子メールで提出してください。(時間厳守)また、必ず受信確認をしてください。	
	・電子メールで質問書を送付する場合は、件名に、事業名および質問書である旨を記載してください。メール本文には、事業者名、担当者名、返信先を記入のうえ、質問書を添付してお送りください。	
	・回答は、令和8年10月8日午後5時までに、FAXまたは電子メールにより、質問書と同様の方法で行います。なお質問が無い場合、提出の必要はありません。	
	3. 担当部署 連絡先	
	都市部公園緑地課(整備班)	
	電話番号:043-484-4267 FAX番号:043-485-0108 メールアドレス:kouen@city.sakura.lg.jp	

位置図

国道 296 号

● 閼野公園

長作東公園

長作東公園

井ノ口

ン・ハイツ会館

新

井田

新田井田
自治会館

長作中

長作一
号緑地